

(別紙2) 意見募集を実施した際の政令案からの変更点

中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）に対する意見募集を実施した際の政令案からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容	備考
1	中小企業等協同組合法施行令第29条第2号	中小企業等協同組合法施行令第31条柱書に規定する「行政庁」の対象を明確化するため、「行政庁（管轄都道府県知事を除く。次条第二項において同じ。）」を「行政庁（管轄都道府県知事を除く。次条第二項及び第三十一条において同じ。）」に修正する。	技術的修正
2	中小企業等協同組合法施行令第30条第1項第1号、第31条第1号	改正案欄の「協同組合連合会でその組合員」について、改正箇所の傍線が不要であるため、傍線を削除した「協同組合連合会でその組合員」に修正する。	技術的修正
3	中小企業団体の組織に関する法律施行令第10条第3項、第4項	行政庁を並列に規定するため、「環境大臣又は国家公安委員会、金融庁長官若しくはこども家庭庁長官」を「環境大臣、国家公安委員会、金融庁長官又はこども家庭庁長官」に修正する。	技術的修正
4	理由	本改正により、都道府県に対して新たに事務を委任することとなるため、「権限に属する事務のうち都道府県知事が行うこととするものを拡大する」を「権限に属する事務について、都道府県知事が行うこととするものの拡大等をする」に修正する。	技術的修正
5	新旧対照条文 目次	「(本則)」を削る。	技術的修正